金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業

実施方針

令和８年８月
（令和８年10月20日修正）

金沢市

目　次

第１　特定事業の選定に関する事項 1
１．事業内容に関する事項 1
２．特定事業の選定に関する事項 4

第２　選定事業者の募集及び選定に関する事項 5
１．募集及び選定の方法 5
２．募集及び選定のスケジュール（予定） 5
３．選定事業者の募集及び選定手続き等 6
４．応募事業者の参加資格要件 7
５．応募事業者の備えるべき参加資格要件 8
６．事業提案の審査に関する事項 11
７．優先交渉権者決定後の手続き 11
８．提案書類の取扱い 12

第３　選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 13
１．リスク分担の方法等 13
２．業務品質の確保 13

第４　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 15
１．疑義対応 15
２．紛争処理機関 15

第５　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 16
１．事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 16
２．事業の継続が困難となった場合の措置 16
３．金融機関と本市の協議 16

第６　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 17
１．法制上及び税制上の措置 17
２．財政上及び金融上の支援 17
３．その他の措置及び支援に関する事項 17

第７　その他、特定事業の実施に関し必要な事項 18
１．金沢市議会の議決 18
２．情報提供 18
３．本事業において使用する言語、通貨単位等 18
４．参加に伴う費用負担 18
５．実施方針等の公表に関する事項 18

別紙１　本事業の対象施設一覧 20
別紙２　参考資料の貸与について 24
別紙３　現地見学会について 25
別紙４　リスク分担表（案） 26

はじめに

金沢市は、小中学校等における教育環境改善及び災害時の避難所の生活環境改善の一環として、屋内運動場等への空調設備整備及び整備後の維持管理をＰＦＩ法に基づく事業として実施し、効率的、効果的に推進することを予定している。

本実施方針はＰＦＩ法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、ＰＦＩ法第５条第１項の規定に基づき策定したものである。

用語の定義

用語	定義
本事業	金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業をいう。
本市	金沢市をいう。
空調設備	室内機、室外機及び配管その他本事業において整備される冷暖房設備に関する一切の設備のことをいう。
断熱・遮熱対策	空調効率を高めるために行う、日射調整フィルムの貼付など、屋内運動場等の断熱性能向上に資する対策をいう。
災害対策	災害等の発生に伴う停電、都市ガス供給停止時にも空調設備の稼働及び電力供給を72時間以上可能にするために必要な設備を導入し、避難所における良好な生活環境を継続的に確保する対策をいう。
空調設備等	空調設備、断熱・遮熱対策及び災害対策をいう。
対象施設	空調設備等を整備する市立小中学校、市立工業高等学校、旧小学校、キゴ山ふれあい研修センター青少年交流棟をいう。
整備	本事業において空調設備等を新設することをいう。
整備対象設備	本事業において設置され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいう。
ＰＦＩ法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
ＳＰＣ	本事業を遂行するために、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立する特別目的会社（Ｓｐｅｃｉａｌ Ｐｕｒｐｏｓｅ Ｃｏｍｐａｎｙ）をいう。
応募事業者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
構成員	応募事業者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、ＳＰＣに出資を行う法人をいう。
協力企業	応募事業者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、ＳＰＣには出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成員のうち、応募手続きを行い、本市との対応窓口となる１法人をいう。
優先交渉権者	本事業の実施に係る選定手続により、優先交渉権者と決定された、応募事業者を構成する構成企業及び協力企業を個別に又は総称していう。
選定事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する民間事業者をいう。
実施方針等	実施方針、要求水準書（案）をいう。
募集要項等	募集要項等の公表の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な文書をいう。
性能基準	事業契約に定める空調設備等の性能をいう。
点検	機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
保守	初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替え等の軽微な作業をいう。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替え等は除く。

第１　特定事業の選定に関する事項

１．事業内容に関する事項

（１） 事業名称

金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業

（２） 公共施設の管理者

金沢市長　村山　卓

（３） 対象となる事業の概要

対象施設87施設（整備箇所数107箇所）において、屋内運動場等を対象に空調設備等の整備を実施する。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行う。

なお、対象施設及び所在地は、「別紙１　本事業の対象施設一覧」を参照すること。ただし、対象施設は今後変更する可能性がある。

（４） 事業目的

本事業は、ＰＦＩ手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力等を最大限に活用し、短期間での整備による学校間の公平性を確保して進めるものであり、近年の猛暑の中での体育授業時の児童生徒等の熱中症対策などの教育環境の改善と令和６年能登半島地震や奥能登豪雨災害などを踏まえた自然災害発生時の地域の避難所としても利用される屋内運動場等の生活環境の改善を目的とする。

さらに、維持管理を含めた効率的かつ効果的な運用を行うことで、本市の財政負担の縮減を図るとともに、政府が提唱する「地域循環共生圏」や「ローカルＰＦＩ」等の趣旨に沿った事業とすることにより、地域経済・地域社会に、より多くのメリットをもたらすことも目的とする。

（５） 事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に基づき、選定事業者が、自らの資金で空調設備等の整備に係る設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、設置完了後、本市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行うＢＴＯ（Ｂｕｉｌｄ－Ｔｒａｎｓｆｅｒ－Ｏｐｅｒａｔｅ）方式により実施する。また、内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和８年改訂版）」における「ローカルPFI」に沿うものとする。

（６） 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、令和25年３月末までを予定している。

（７） 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは以下の通りとするが、普通教室及び特別教室の空調設備の整備と同様、原則、体力が劣る児童が使用し拠点避難所でもある小学校のうち、児童数が多い学校から優先的に整備すること。

① 事業契約締結日

令和９年３月

② 設計期間

事業契約締結日～令和12年３月
（設計期間の短縮については選定事業者の提案による。）

③ 施工期間

事業契約締結日～令和12年３月
（施工期間の短縮については選定事業者の提案による。）
整備対象設備の引き渡しは、施工期間内の月末ごと、対象施設ごとに行うこととする。

④ 維持管理期間

令和９年度施工分　　令和９年度中～令和25年３月末
令和10年度施工分　　令和10年度中～令和25年３月末
令和11年度施工分　　令和11年度中～令和25年３月末

引き渡しを行った日の属する月の翌月の初日から、当該引き渡しを行った整備対象設備の維持管理期間を開始する。

（８） 業務範囲

本事業の対象となる業務の範囲は次のとおりとする。ただし、対象施設によっては、⑤維持管理業務又は⑥所有権移転後の移設業務のみを業務範囲とする場合がある。また、⑦その他の業務の実施は必須とせず、選定事業者の提案に基づいて実施するものとする。

① 設計業務

a. 設計のための事前調査業務
b. 設計業務
c. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書の作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

② 施工業務

a. 施工のための事前調査業務
b. 整備に伴う一切の工事（新たな空調設備等の設置、エネルギー関連の設備の整備、花壇その他既存物の撤去、散水栓その他既存施設の移設・機能回復等を含む。）
c. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書の作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

③ 工事監理業務

a. 施工に係る工事監理業務
b. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書の作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

④ 所有権移転業務

a. 施工完了後の整備対象設備の本市への所有権の移転業務

⑤ 維持管理業務

a. 維持管理のための事前調査業務

b. 整備対象設備の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備等を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）

c. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）

d. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務

e. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）

f. 整備対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）

g. その他、付随する業務（モニタリング実施計画書、計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

⑥ 所有権移転後の移設業務

a. 空調設備等の所有権移転後に、対象施設の統合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の移設（設備の保管を含む。）が必要となった場合の移設業務。なお、移設業務に係る費用は、本市と選定事業者が別途に締結する契約に基づき、本市の負担とし、移設に伴い一時的に取り外した空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）を保管する場所は本市が別途指定する。

⑦ その他の業務

a. 設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必要な業務

⑧ 本市が行う業務

a. エネルギー調達・供給業務

熱源供給については、本事業の範囲に含めないこととし、施工業務及び維持管理業務等に伴う光熱水費や空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の運転に必要となる光熱水費については、本市が負担する。ただし、LPガスバルクタンク又はLPガスボンベ、非常用発電設備の燃料は満タンの状態で引き渡すこととし、その光熱費は選定事業者の負担とする。

（９） 選定事業者の収入

本市は、選定事業者に対して、空調設備等の整備及び整備対象設備の維持管理に係るサービス対価を支払う。支払方法の詳細は、募集要項等において提示する。

① 設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務等に係る対価

本市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務に係る対価（金融機関等からの借入れ等を行う場合の金利分を含む。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり年度ごとに選定事業者に支払う。

② 維持管理業務に係る対価

本市は、維持管理業務に係る対価については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり年度ごとに選定事業者に支払う。

（１０） 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務及び所有権移転後の移設業務の各業務を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、条例、規則、要綱等を含む。）を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示す。

（１１） 事業期間終了時の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備等の性能を満たす状態とすること。

なお、事業期間終了時の空調設備等の性能は、本市が示す要求水準に加えて、選定事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約書に規定する。

（１２） 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者からの意見等又は本市内部での検討を踏まえて、実施方針は特定事業の選定までに、要求水準書（案）は募集要項等の公表までに内容を見直し、変更することがある。

実施方針等の変更を行った場合には、速やかにその内容を公表する。

２．特定事業の選定に関する事項

（１） 特定事業の選定

本市は、ＰＦＩ法等に基づき、本事業を実施することにより、本市自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に本事業の実施ができると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

（２） 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、本市ホームページ等に掲載し、公表する。特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第２　選定事業者の募集及び選定に関する事項

１．募集及び選定の方法

本事業は、選定事業者に設計、施工、工事監理、維持管理及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期にわたることから、選定事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、優先交渉権者の選定に当たっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮したうえで、市が支払うサービス対価の額に加え、応募事業者の設計、施工、工事監理及び維持管理に関する高度な知識や技術力、豊富な経験、創意工夫等の独創性を備えた業務遂行能力、資金調達能力及び事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

２．募集及び選定のスケジュール（予定）

選定事業者の募集及び選定に当たっては、次のスケジュールにより行う予定である。

日程（予定）	内　　容
令和８年８月下旬	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和８年９月	現地見学会
令和８年９月上旬～下旬	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付
令和８年10月上旬	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問、意見及び回答の公表
令和８年10月上旬	個別対話の実施
令和８年10月中旬	特定事業の選定及び公表
令和８年10月下旬	募集要項等の公表
令和８年11月上旬	募集要項等に関する質問の受付
令和８年11月中旬	募集要項等に関する質問の回答の公表
令和８年12月上旬	参加表明書及び参加資格確認書類等の受付締切
令和８年12月中旬	参加資格審査結果の通知
令和８年12月下旬	提案書の受付締切
令和９年１月中旬	事業提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング等）
令和９年１月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和９年１月下旬	基本協定の締結
令和９年２月中旬	仮契約の締結
令和９年３月下旬	本契約の締結（議会の議決）

３．選定事業者の募集及び選定手続き等

（１） 参考資料の貸与

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考資料を貸与する。なお、貸与する参考資料及び貸与手続の詳細は「別紙２　参考資料の貸与について」において提示する。

（２） 現地見学会の開催

本事業の一部の対象施設について現地見学の機会を設ける。なお、現地見学会の詳細は「別紙３　現地見学会について」において提示する。

（３） 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問、意見及び回答の公表

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領により受け付ける。受け付けた質問及び意見については、本事業の実施に向けて活用を図る。

受付期間及び提出方法については、第７－５－（２）を参照のこと。

（４） 個別対話の実施

応募に際しての課題を確認するため、応募事業者ごとに本市との対話の機会を設ける。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、本市ホームページに掲載する。

（５） 募集要項等の公表

特定事業として本事業を選定後、募集要項等を本市ホームページに掲載し、公表する。

（６） 募集要項等に関する質問の受付並びに回答の公表

募集要項等の記載内容についての質問を受け付ける。また、受け付けた質問は、本市の回答とともに公表する。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、募集要項等において提示する。

（７） 参加表明書及び参加資格確認書類等の受付

本事業の公募に参加しようとする民間事業者は、参加表明書及び参加資格確認書類を提出すること。

なお、参加表明書及び参加資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

（８） 参加資格審査

募集要項等に基づき参加資格の審査を行う。審査の結果については、各応募事業者の代表企業に対して通知する。

（９） 提案書の受付

募集要項等に基づき、参加資格審査通過者から提案書提出を受け付ける。なお、提案書の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

４．応募事業者の参加資格要件

（１） 応募事業者の構成

⑺応募事業者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業、その他業務を行う企業により構成されるものとする。その他業務を行う企業を必ずしも構成員に含める必要はないが、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業は構成員に 1 社以上含めること。

⑴応募事業者は、構成員あるいは構成員と協力企業により構成される企業グループとする。

⑼応募事業者は、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が参加手続等を行うこと。代表企業は金沢市内に本店又は営業所を有すること。

⑽本事業を実施する者として選定された応募事業者は、構成員からの出資によりＳＰＣを金沢市内に設立するものとし、事業期間中は金沢市外に移転させないものとする。ＳＰＣの本店所在地を変更する場合は、本市に対し、事前に書面で通知するものとする。

⑾応募事業者は、構成員の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。なお、応募事業者に協力企業を含む場合には、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を明らかにするものとする。

⑿構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有するものとし、かつ、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となること。

⒀構成員以外の者がＳＰＣの出資者になることは可能であるが、当該出資者の議決権保有割合は、全事業期間において全議決権の２分の１未満とする。

⒁全ての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

⒂その他の業務を行う企業が構成員となる場合は設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務以外の業務を行うものとして、その他の業務を行う企業が行う業務内容を明らかにするものとする。

（２） 複数業務の禁止

応募事業者の構成員及び協力企業が、第１－１－（８）に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げるものではないが、同一の対象施設における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の企業又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある企業が兼ねることはできない。

なお、本事業において、「資本面において密接な関連のある企業」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業をいい、「人事面において密接な関連のある企業」とは、当該企業の役員（会社法第329条第１項の規定による役員（社外取締役及び社外監査役の場合を除く。））をいう。

（３） 複数応募の禁止

応募事業者の構成員及び協力企業は、他の応募事業者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある企業についても、他の応募事業者の構成員及び協力企業になることはできない。

ただし、本市がＳＰＣとの事業契約を締結後、選定されなかった応募事業者の協力企業が、選定事業者の業務等について協力企業として参画することは可能とする。

（４） 構成員又は協力企業の変更及び追加

構成員の変更及び追加は、参加資格確認書類受付以降は原則として認めない。

協力企業の変更及び追加は、事業契約締結後に限り選定事業者の申出により、当該申出について本市が変更及び追加を認めた場合には、追加及び変更を認める。

（５） 市内企業の事業参画

本事業の実施に当たって、構成員及び協力企業は、市内企業を積極的に加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間満了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

５．応募事業者の備えるべき参加資格要件

応募事業者の構成員及び協力企業は、参加資格確認書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）において、次の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、参加資格確認基準日以降においても応募事業者の構成員及び協力企業が次の参加要件を満たさないこととなった場合、本市は当該参加資格を取り消すことがある。

（１） 応募事業者の共通資格要件

㈠応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定及びＰＦＩ法第９条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。

㈡応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分（本市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていない者、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく停止措置を受けていない者、金沢市暴力団排除条例に基づく契約排除措置に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

㈢応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、金沢市ＰＦＩ事業者選定会の選定員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がない企業であること。

㈣応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。

㈤応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、参加資格確認基準日において納期の到来した市税及び提出日の１か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。）を完納している者であること。

㈥応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

㈦応募事業者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業のアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がない企業であること。

※　本事業のアドバイザリー業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

（２） 業務を遂行する応募事業者の参加資格要件

①～⑤の各業務を行う応募事業者の構成員及び協力企業は、以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、本公募型プロポーザル方式の募集要項公表の日時点において、令和８年度を対象期間とする金沢市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、信用確認のため、参加資格確認基準日までに本市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができるが、入札参加資格審査には時間を有することも想定されることから、余裕を持って申請すること。ただし、参加資格審査結果までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※　申請受付期間：毎月20日までに到着した申請書について審査を行い、入札参加資格を有すると決定された場合、翌月１日の登録となる

①「設計業務」を行う者の要件

(ｱ)常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(ｲ)構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計した実績を有していること。

(ｳ)構成員又は協力企業で設計業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。

②「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件

(ｱ)構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法第３条第１項の規定による「管工事」の許可を受けていること。なお、そのうち少なくとも１社は、建設業法第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ｲ)構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として施工し、引き渡した実績を有していること。

(ｳ)構成員又は協力企業で施工業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。

③「工事監理業務」を行う者の要件

(ｱ)常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(ｲ)構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事（官民問わず。）を元請として設計又は工事監理した実績を有していること。

(ｳ)構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。

④「維持管理業務」を行う者の要件

(ｱ)維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。

(ｲ)構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち少なくとも１社は、平成28年度以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備を元請けとして連続10カ月以上維持管理した実績を有していること（ビルメンテナンス契約など建物の一括管理契約に含む場合も可とする。）。

(ｳ)構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。なお、そのうち少なくとも１社は、市内に本店を有していること。

⑤「その他の業務」を行う者の要件

(ｱ)設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必要な業務を行う者であること。

(ｲ)構成員又は協力企業でその他の業務を行う企業は、令和８年度「金沢市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。

６．事業提案の審査に関する事項

（１） 金沢市ＰＦＩ事業者選定会における意見聴取

本市は、優先交渉権者の選定に当たり、ＰＦＩ法第11条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験者で構成される「金沢市ＰＦＩ事業者選定会」（以下「選定会」という。）において意見聴取を行うこととする。選定会の選定員は次のとおりである。

（敬称略）

佐藤　清和	金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授
永野　紳一郎	金沢工業大学建築学部建築学科教授
難波　悠	東洋大学経済学研究科公民連携専攻教授
米田　満	公認会計士
山田　啓之	金沢市副市長

なお、本事業に参加しようとする者やそれとみなせる団体等が、選定会の選定員に対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

（２） 優先交渉権者の決定

本市は、選定会において意見聴取を行ったうえで、応募事業者からの提案書について提案価格、事業方針、事業実施体制及びその他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行った最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

（３） 審査結果の公表

本市は、選定会の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、優先交渉権者決定後、本市ホームページにおいて公表する。

（４） 優先交渉権者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

最終的に応募事業者がいない場合、又は本事業をＰＦＩ法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、本市はその旨を本市ホームページにおいて公表する。

７．優先交渉権者決定後の手続き

（１） 基本協定の締結

優先交渉権者は、募集要項等の公表時に示す基本協定書（案）に基づいて、本市と速やかに基本協定を締結すること。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。なお、基本協定の締結は本市と構成員により行うものとする。

（２） ＳＰＣ設立

事業予定者は本事業を遂行するために会社法に定める株式会社としてＳＰＣを設立すること。本市は事業予定者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、ＳＰＣと事業契約を締結する。ＳＰＣは事業契約の仮契約の締結までに設立することを要する。

（３） 事業契約の締結

本市とＳＰＣは、基本協定に基づき金沢市議会の議決を経て、事業契約を締結する。事業契約書の検討に係るＳＰＣ側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用はＳＰＣの負担とする。

８．提案書類の取扱い

（１） 著作権

応募事業者が提出した提案書の著作権は応募事業者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、応募事業者と協議の上、一部又は全部を無償で使用できる。また、応募事業者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない、なお、提出を受けた書類は返却しない。

（２） 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募事業者が負う。

第３　選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１．リスク分担の方法等

（１） リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。また、事業契約書等に特段の定めのない限り、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。

（２） 予想されるリスクと責任分担

現時点で想定しているリスクとその概略を「別紙４　リスク分担表（案）」として示す。具体的内容については、実施方針等に対する意見等を踏まえ、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

（３） リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

２．業務品質の確保

（１） 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準書に示す。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書、実施方針、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

（２） 選定事業者による業務品質の確保

選定事業者は、提供するサービス水準を維持及び改善するため、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、選定事業者が提供するサービス水準が、空調設備等に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、選定事業者自らが確認するものであり、本市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、募集要項等において示す。

（３） 事業の実施状況のモニタリング

本市は、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングに当たっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

（４） モニタリング結果に対する措置

本市が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、本市は、選定事業者に対し是正指示やサービス対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

第４　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１．疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と選定事業者は誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。

２．紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第５　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

１．事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、本市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復、その他の措置を講じるものとする。

２．事業の継続が困難となった場合の措置

上記１の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

（１） 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

(ｱ) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかったときは、本市は、事業契約を解除することができるものとする。

(ｲ) 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができるものとする。

(ｳ) 上記(ｱ)及び(ｲ)の規定により本市が契約解除した場合は、本市は事業契約に基づき選定事業者に対して違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

（２） 本市の責めに帰すべき事由の場合

(ｱ) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

(ｲ) 上記(ｱ)の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は事業契約に基づき、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

（３） いずれの責めにも帰さない事由の場合

(ｱ) 不可抗力、その他本市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

(ｲ) 一定の期間内に上記(ｱ)の協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本市及び選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

(ｳ) 上記(ｲ)の規定により、本市又は選定事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

３．金融機関と本市の協議

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、選定事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第６　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１．法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

２．財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、必要に応じて、これらの支援を選定事業者が受けることができるように協力する。

３．その他の措置及び支援に関する事項

（１） その他の支援に関する事項

本市は、選定事業者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、本市は必要に応じて協力する。

（２） その他の事項

本市は、本事業における整備に係る財政措置については、平成12年３月発出の通知「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」によることとしているが、選定事業者は、本市のその申請手続を支援するものとする。

第７　その他、特定事業の実施に関し必要な事項

１．金沢市議会の議決

本市は、本事業の募集要項等の公表までに、金沢市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

２．情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページに掲載し提供する。

３．本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

４．参加に伴う費用負担

参加に要する費用については、すべて応募事業者の負担とする。

５．実施方針等の公表に関する事項

（１） 担当部局

金沢市教育委員会　教育施設課
〒920－8577
住 所 石川県金沢市柿木畠1-1（金沢市役所第二本庁舎１階）
電 話 076-220-2433
メール k_shisetsu@city.kanazawa.lg.jp

（２） 実施方針等に関する質問、意見及び回答

実施方針等に関する質問及び意見の受付並びに質問に対する回答は、次の①から④までのとおりとする。なお、得られた質問及び意見について、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問、意見及び回答を公表しない場合がある。

① 受付期間

令和８年８月31日（月）から令和８年９月18日（金）まで
（注）持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、９時から17時までの間に限る。

② 提出先

上記（１）に同じ。

③ 提出方法

本市ホームページから「（様式１）実施方針等に関する質問・意見書」のファイルをダウンロードし、実施方針等に関する質問等を簡潔にまとめて記入し、持参、郵便、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

持参、郵便、宅配便による場合は、Microsoft Excel（Excel2016に対応した形式）で作成した「（様式１）実施方針等に関する質問・意見書」が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、電子メールの件名を「金沢市

立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業　実施方針等に関する質問・意見書」とし、当該電子ファイルを添付して送付する。

なお、郵便、宅配便、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

④ 質問、意見及び回答の公表予定日

令和８年10月２日（金）（予定）

別紙１　本事業の対象施設一覧

No.	施設名	児童生徒数 （令和８年５月１日時点）	対象諸室	住所	避難所区分 〇：拠点避難所 空欄：指定避難所	都市ガス 供給エリア	床面積 （㎡）	エネルギー 種別	重塩害・ 塩害地区	室外機台数 （56kw/台）	課金システム （料金徴収システム）
1	泉小	582	第１体育館	弥生 1-26-1	○	○	781.48	都市ガス		3	○
2	中村町小	249	第１体育館	中村町 26-12	○	○	696.30	都市ガス		3	○
3	十一屋小	236	第１体育館	十一屋町 3-45	○	○	711.63	LPG		3	○
4	泉野小	449	第１体育館	緑が丘 4-64	○	○	696.74	都市ガス		3	○
5	泉野小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	650.00	都市ガス		3	○
6	犀桜小	324	第１体育館	菊川 1-2-15	○	○	551.25	都市ガス		2	○
7	犀桜小	同上	プレイルーム	同上	同上	同上	511.86	都市ガス		2	○
8	小立野小	486	第１体育館	小立野 4-7-7	○	○	678.53	LPG		3	○
9	兼六小	365	第１体育館	小将町 1-15	○	○	1,125.62	都市ガス		5	○
10	兼六小	同上	プレイルーム	同上	同上	同上	746.75	都市ガス		3	○
11	中央小	473	第１体育館	玉川町 2-1	○	○	691.92	都市ガス		3	○
12	芳斎分校	57	第１体育館	芳斉 2-3-8	○	○	500.76	LPG		2	○
13	長田町小	214	第１体育館	長田 1-5-40	○	○	699.60	都市ガス		3	○
14	明成小	256	第１体育館	瓢箪町 5-48	○	○	673.04	都市ガス		3	○
15	明成小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	414.00	都市ガス		2	○
16	諸江町小	582	第１体育館	北安江 2-25-1	○	○	687.50	都市ガス		3	○
17	諸江町小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	627.00	都市ガス		3	○
18	森山町小	351	第１体育館	森山 2-13-50	○	○	493.50	都市ガス		2	○
19	森山町小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	591.00	都市ガス		2	○
20	浅野町小	279	第１体育館	京町 35-1	○	○	704.00	LPG		3	○
21	小坂小	561	第１体育館	小坂町中 142	○	○	699.38	都市ガス		3	○
22	小坂小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	579.00	都市ガス		2	○
23	千坂小	593	第１体育館	千木 1-125	○		666.60	LPG		3	○
24	夕日寺小	213	第１体育館	東長江町に 17	○		665.05	LPG		3	○
25	夕日寺小	同上	ピロティ	同上	同上		271.00	LPG		1	○
26	大浦小	352	第１体育館	大浦町ヌ 87	○		664.40	LPG	塩害	3	○
27	浅野川小	328	第１体育館	須崎町チ 42	○	○	708.62	LPG	塩害	3	○
28	鞍月小	830	第１体育館	南新保町リ 27-1	○	○	710.39	LPG	塩害	3	○
29	鞍月小	同上	プレイルーム	同上	同上	同上	251.71	LPG	同上	1	○
30	粟崎小	311	第１体育館	粟崎町へ 78	○	○	651.75	LPG	塩害	3	○
31	大野町小	125	第１体育館	大野町 1-15	○	○	645.00	LPG	重塩害	3	○
32	金石町小	260	第１体育館	金石北 4-1-1	○	○	698.40	LPG	重塩害	3	○
33	大徳小	715	第１体育館	松村 6-200	○	○	602.74	都市ガス	塩害	2	○
34	戸板小	751	第１体育館	戸板 1-1	○	○	934.88	LPG		4	○
35	緑小	518	第１体育館	みどり 1-166	○	○	516.84	都市ガス	塩害	2	○

No.	施設名	児童生徒数 （令和８年５月１日時点）	対象諸室	住所	避難所区分 〇：拠点避難所 空欄：指定避難所	都市ガス 供給エリア	床面積 （㎡）	エネルギー 種別	重塩害・ 塩害地区	室外機台数 （56kw/台）	課金システム （料金徴収システム）
36	緑小	同上	第２体育館	同上	同上	同上	450.00	都市ガス	同上	2	〇
37	押野小	428	第１体育館	八日市 1-176	〇	〇	642.60	電気		3	〇
38	押野小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	610.00	電気		2	〇
39	米丸小	905	第１体育館	東力町ニ 155	〇	〇	695.36	電気		3	〇
40	米丸小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	646.00	電気		3	〇
41	（新）三馬小	512	第１体育館	有松 2-111-1	〇	〇	653.62	都市ガス		3	〇
42	富樫小	376	第１体育館	山科 3-6-60	〇	〇	645.00	都市ガス		3	〇
43	額小	433	第１体育館	額乙丸町イ 41	〇	〇	642.60	都市ガス		3	〇
44	額小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	585.00	都市ガス		2	〇
45	内川小	30	第１体育館	別所町ヰ 18	〇		630.56	LPG		3	〇
46	犀川小	199	第１体育館	末町 2-148	〇		663.30	LPG		3	〇
47	湯涌小	25	第１体育館	湯涌荒屋町 23	〇		650.60	LPG		3	〇
48	田上小	202	第１体育館	田上の里 2-1	〇	〇	731.20	都市ガス		3	〇
49	医王山小	41	第１体育館	二俣町さ 21	〇		643.87	LPG		3	〇
50	森本小	527	第１体育館	南森本町イ 111	〇		648.70	LPG		3	〇
51	森本小	同上	プレイルーム	同上	同上		374.55	LPG		1	〇
52	花園小	112	第１体育館	今町ヌ 34	〇		559.80	LPG		2	〇
53	不動寺小	82	第１体育館	不動寺町イ 33	〇		666.60	LPG		3	〇
54	南小立野小	562	第１体育館	涌波 2-5-1	〇	〇	643.56	LPG		3	〇
55	伏見台小	628	第１体育館	窪 5-335	〇	〇	640.00	LPG		3	〇
56	扇台小	313	第１体育館	馬替 1-34	〇	〇	637.50	都市ガス		3	〇
57	扇台小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	595.00	都市ガス		2	〇
58	木曳野小	674	第１体育館	木曳野 1-1	〇	〇	707.36	LPG	塩害	3	〇
59	三和小	499	第１体育館	矢木 1-74	〇	〇	733.12	都市ガス	塩害	3	〇
60	三和小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	782.00	都市ガス	同上	3	〇
61	長坂台小	440	第１体育館	長坂 3-14-1	〇	〇	667.88	LPG		3	〇
62	長坂台小	同上	プレイルーム	同上	同上	同上	302.75	LPG		1	〇
63	新神田小	289	第１体育館	新神田 1-10-58	〇	〇	666.60	都市ガス		3	〇
64	西南部小	539	第１体育館	八日市出町 304	〇	〇	702.22	LPG		3	〇
65	米泉小	341	第１体育館	米泉町 4-133-2	〇	〇	744.98	LPG		3	〇
66	四十万小	465	第１体育館	四十万 3-186	〇	〇	702.88	LPG		3	〇
67	西小	238	第１体育館	駅西新町 3-15-1	〇	〇	693.27	LPG		3	〇
68	安原小	262	第１体育館	福増町北 1087	〇	〇	798.16	LPG	塩害	3	〇
69	杜の里小	378	第１体育館	若松町 3-282	〇	〇	677.09	都市ガス		3	〇
70	杜の里小	同上	ピロティ	同上	同上	同上	241.00	都市ガス		1	〇
71	朝霧台小	541	第１体育館	田上本町 4-28	〇	〇	804.39	都市ガス		3	〇

No.	施設名	児童生徒数 （令和８年５月１日時点）	対象諸室	住所	避難所区分 〇：拠点避難所 空欄：指定避難所	都市ガス 供給エリア	床面積 （㎡）	エネルギー 種別	重塩害・ 塩害地区	室外機台数 （56kw/台）	課金システム （料金徴収システム）
72	朝霧台小	同上	プレイルーム	同上	同上	同上	333.46	都市ガス		1	〇
73	泉中	434	第１体育館	弥生 1-26-1		〇	1,097.46	都市ガス		4	〇
74	野田中	620	第１体育館	若草町 1-23		〇	1,118.00	都市ガス		4	〇
75	城南中	356	第１体育館	城南 1-24-1		〇	1,126.60	都市ガス		5	〇
76	紫錦台中	451	第１体育館	飛梅町 3-30		〇	1,080.50	LPG		4	〇
77	紫錦台中	同上	第２体育館	同上		同上	802.98	LPG		3	〇
78	兼六中	822	第１体育館	田井町 12-12		〇	1,105.00	都市ガス		4	〇
79	兼六中	同上	第２体育館	同上		同上	961.27	都市ガス		4	〇
80	長町中	343	第１体育館	長町 1-10-35	〇	〇	1,442.09	都市ガス		6	〇
	芳斎分校	68	小学校に含む	芳斉 2-3-8							
81	高岡中	596	第１体育館	新神田 1-10-1		〇	918.00	都市ガス		4	〇
82	高岡中	同上	第２体育館	同上		同上	913.12	都市ガス		4	〇
83	鳴和中	419	第１体育館	鳴和 2-10-60		〇	1,109.56	都市ガス		4	〇
84	長田中	666	第１体育館	二宮町 1-1		〇	1,118.78	都市ガス		4	〇
85	浅野川中	702	第１体育館	諸江町下丁 388		〇	1,116.31	都市ガス	塩害	4	〇
86	金石中	409	第１体育館	金石東 1-13-1		〇	1,113.71	都市ガス	重塩害	4	〇
	芝原中	19	小学校に含む	湯涌荒屋町 23							
87	西南部中	778	第１体育館	新保本 1-149		〇	1,088.04	LPG		4	〇
88	西南部中	同上	第２体育館	同上		同上	648.00	LPG		3	〇
	内川中	23	小学校に含む	別所町ヰ 18							
89	犀生中	69	第１体育館	末町 10-4			988.00	電気		4	〇
	医王山中	35	小学校に含む	二俣町さ 21							
90	森本中	399	第１体育館	弥勒町ヨ 22			1,196.79	LPG		5	〇
91	額中	491	第１体育館	額乙丸町イ 7		〇	916.25	都市ガス		4	〇
92	高尾台中	601	第１体育館	高尾台 1-128		〇	1,118.27	都市ガス		4	〇
93	緑中	433	第１体育館	みどり 2-3		〇	1,131.40	都市ガス	塩害	5	〇
94	港中	480	第１体育館	近岡町 217		〇	1,122.55	都市ガス	塩害	5	〇
95	北鳴中	569	第１体育館	小坂町北 95		〇	1,105.00	都市ガス		4	〇
96	大徳中	505	第１体育館	観音堂町ト 35		〇	1,103.20	都市ガス	塩害	4	〇
97	清泉中	472	第１体育館	泉本町 3-3		〇	1,161.70	都市ガス		5	〇
98	市立工業高等学校	692	第１体育館	畝田東 1-1-1		〇	1,131.03	都市ガス	塩害	5	
99	市立工業高等学校	同上	第２体育館	同上		同上	889.00	都市ガス	同上	4	
100	（旧）野町小		第１体育館	野町 3-11-1	〇	〇	635.80	LPG		3	〇
101	（旧）材木町小		第１体育館	材木町 13-12	〇	〇	567.00	LPG		2	〇
102	（旧）此花町小		第１体育館	此花町 2-7	〇	〇	454.65	都市ガス		2	〇
103	（旧）馬場小		第１体育館	東山 3-9-30	〇	〇	662.64	LPG		3	〇

No.	施設名	児童生徒数 （令和８年５月１日時点）	対象諸室	住所	避難所区分 〇：拠点避難所 空欄：指定避難所	都市ガス 供給エリア	床面積 （㎡）	エネルギー 種別	重塩害・ 塩害地区	室外機台数 （56kw/台）	課金システム （料金徴収システム）
104	（旧）東浅川小		第１体育館	浅川町イ 140-1	〇		671.07	LPG		3	
105	（旧）俵小		第１体育館	俵町へ乙 2	〇		459.00	LPG		2	〇
106	（旧）三谷小		第１体育館	宮野町ニ 277	〇		699.60	LPG		3	〇
107	キゴ山ふれあい研修 センター青少年交流棟		第１体育館	小豆沢町ヲ 4			720.00	電気		3	

※　施設台帳からステージを含むアリーナ面積を算定した。

※　各対象施設の空調設備等に必要となるエネルギーの種別（ガス・電気）については「別紙１　本事業の対象施設一覧」のとおりだが、設置スペースの関係などにより、本市が示したエネルギー種別では施工できないことも想定されることから、設計業務のなかで本市と協議のうえ最終的に決定する。なお、エネルギーの種別を変更する必要がある場合には、本市に変更の理由を提示し承認を得ること。

別紙２　参考資料の貸与について

本事業への民間事業者の参加促進と理解向上等のため、希望される民間事業者に対し、次のとおり、参考資料を貸与します。なお、貸与する資料は公表を前提としたものではなく、関係者以外への配布は禁止しますので、取扱いには留意してください。また、参考資料の内容と実際の対象施設の状況との整合を保証するものではありません。

１　貸与する資料

No	資料名	内容
1	令和７年度公立学校施設台帳（全対象施設分）	全対象施設の平面図
2	既存空調機器リスト及び履歴図	既存空調機器の設置場所、種類等の記載
3	受変電設備単線結線図	受変電設備や各種盤の内部構成を示したもの
4	使用状況図	教室の配置図

※　貸与する資料によってはデータによる貸与となる場合もある

２　申込み

○申込期間

令和８年８月31日（月）から令和８年９月４日（金）まで

○申込方法

本市のホームページから「（様式２）参考資料貸与申込書」のファイルをダウンロードし、必要事項を入力のうえ、第７－５－（１）の担当部局宛て電子メールに添付して提出してください。なお、メールの件名は「【企業名】金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業　参考資料貸与申込書」としてください。

３　貸与及び返却

○貸与期間

申込受付日から令和８年12月25日（金）まで

※　令和８年12月25日（金）の12時までに第７－５－（１）の担当部局に返却してください

※　データで貸与した参考資料は上記日時までに消去すること

○受領方法

貸与期間内に、申込時に作成した「（様式２）参考資料貸与申込書」に押印したものを第７－５－（１）の担当部局に持参してください。本市は、押印済みの「（様式２）参考資料貸与申込書」と引換えに参考資料の貸与を行います。なお、受領のための来庁に当たっては、事前に、日時について本市と協議を行い、本市が認めた日時に来庁してください。

別紙３　現地見学会について

本事業への民間事業者の参加促進と理解向上等のため、希望される民間事業者を対象として、次のとおり、現地見学会を実施します。

１　開催日時

令和８年９月１日（火）から令和８年９月25日（金）まで

※　見学対象施設ごとに希望する日程を「（様式３）現地見学会参加申込書」に記載すること

２　対象者

本事業への参加を検討している民間事業者

３　見学対象施設

「（様式３）現地見学会参加申込書」に記載のとおり

４　持参物

見学会において実施方針等は配布いたしませんので、必要に応じてあらかじめ印刷のうえ、持参してください。

５　申込み

○申込期間

令和８年８月31日（月）から令和８年９月４日（金）まで

○申込方法

本市のホームページから「（様式３）現地見学会参加申込書」のファイルをダウンロードし、必要事項を入力のうえ、第７－５－（１）の担当部局あて電子メールに添付して提出してください。なお、メールの件名は「【企業名】金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業　現地見学会参加申込書」としてください。

６　留意事項

- 申込者数によって日程や時間帯を変更する場合がありますが、その場合には事前にご連絡いたします。
- 現地見学会は、１校につき最大３時間程度を予定しています。
- 現地見学会の際は、公共交通機関をご利用ください。
- 現地見学会において、実施方針等に関する質問や意見は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください。
- 現地見学会における写真撮影は可能としますが、児童生徒、教職員、保護者及び対象施設利用者等、個人を含む撮影は禁止とします。また、本市職員から撮影禁止の指示があった箇所については、撮影を禁止します。
- １企業当たりの参加人数は２名程度までとします。

別紙４　リスク分担表（案）

［リスク分担（案）凡例：　○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者］

■共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	選定事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書の誤りや本市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更リスク	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等（例：法人税率の変更）		○
	許認可等リスク	7	事業管理者として本市が取得するべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して選定事業者が取得するべき許認可の遅延		○
	政策変更リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統合、その他）等による事業への影響	○ ※2	
社会リスク	住民対応リスク	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11	選定事業者が行う調査、施工に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境リスク	12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三者賠償リスク	13	選定事業者の行う業務に起因する事故、選定事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	本市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3
経済リスク	資金調達リスク	16	事業に必要な資金の確保	○	○
	物価変動リスク	17	設計・施工段階の物価変動（整備費に関するもの）	○ ※4	△ ※4
		18	維持管理段階の物価変動（維持管理費に関するもの）	△ ※4	○ ※4
	金利変動リスク	19	基準金利確定前における割賦金利の変動	○	
		20	基準金利確定後における割賦金利の変動		○ ※5

■設計・施工段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	選定事業者
測量・調査リスク		21	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		22	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	23	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	24	本市想定エネルギー源が変更となった場合	○	
	計画変更リスク	25	室外機、LPガスバルクタンク等のLPガス供給設備、非常用発電設備等の配置可能場所が変更となった場合		○
	計画変更リスク	26	本市の要望による計画・設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加リスク	27	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		28	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延リスク	29	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		30	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	
	設備損傷リスク	31	工事により整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備が損傷した場合		○
	施設損傷リスク	32	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理リスク		33	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		34	工事完了後、本市の確認で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進捗リスク		35	計画・工事段階における技術進捗に伴い、空調設備等の内容に変更が必要となる場合	○	

■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	選定事業者
維持管理リスク	業務水準未達リスク	36	選定事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	37	本市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		38	整備対象設備の経年劣化等による性能低下のリスクが顕在化した場合		○ ※6
		39	既存の配管を用いたことによる性能の低下 （空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の更新の場合）		○

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	選定事業者
	設備契約不適合リスク	40	事業期間中に、本事業の工事による整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備の契約不適合が発見された場合		○
		41	事業期間中に、本事業の工事によらない点検対象設備の契約不適合が発見された場合	○	
	施設契約不適合リスク	42	事業期間中に、本事業の工事による施設の契約不適合が発見された場合		○
	維持管理費増加・減少リスク	43	本市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		44	選定事業者の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
		45	統合に伴い、不要となった場合	○	
		46	統合に伴い、移管された場合（民間事業者への貸し出し等）	○	
維持管理リスク	設備損傷リスク	47	空調設備等の劣化に対して、選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		48	本市の責めにより整備対象設備又は点検対象設備が損傷した場合	○ ※7	
		49	選定事業者の責めにより整備対象設備及び点検対象設備が損傷した場合		○
	施設損傷リスク	50	本市の責めにより施設が損傷した場合	○	
		51	選定事業者の責めにより施設が損傷した場合		○
運営リスク	エネルギーコスト変動リスク	52	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		53	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
		54	空調設備等の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※8
事業期間終了時の性能リスク		55	事業期間終了時における性能水準の保持		○

※1　環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に本市が負担（ただし、提案書の受付時点であらかじめ把握できる環境関連の基準変更に伴うものはこの限りではない。）するが、選定事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。

※2　政策変更（事業の取りやめ、学校統合、その他）等による事業への影響により、選定事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担するものとする。

ただし、対象施設のうち統合が行われる学校等については、施工期間において新たな年度が始まるまでに本市が選定事業者に当該校を対象施設から除外する旨を通知した場合は、当該校分の施工に係る費用を改定する。

維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、本市が選定事業者に支払う維持管理に係る費用を改定（増額又は減額）することを条件とする。

※3　不可抗力事由により、本市に追加費用その他損害が発生した場合、本市は選定事業者に損害賠償請求を行わないこととし、選定事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し本市又は選定事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを選定事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。より詳細なリスク分担については、事業契約書（案）において提示する。

※4　物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合における詳細なリスク分担については、事業契約書（案）において提示する。

※5　基準金利がマイナスとなり、事業者が得られるスプレッド金利と合わせた適用金利がマイナスとなった場合は、適用金利をゼロとみなす。

※6　運転時間や設置からの経過期間に応じて経年劣化そのものは当然に生じることを考慮し性能低下のリスクが顕在化した場合と考えられる場合、顕在化したリスクに対して選定事業者は対応し、対応に伴う費用は選定事業者により負担すること。性能低下のリスクが顕在化した場合の例を以下に示す。

〈明らかに重大な支障があるリスクが顕在化した例〉

・整備対象設備の故障により空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の運転ができない
・空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の安全上の問題（室内機の落下の危険性が明らかに生じている、冷媒等の漏洩等が発生している等）や著しい性能劣化（当該空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）の運用によって発生する大きな騒音のため、教育活動に重大な影響が生じている等）のために使用することができない

〈明らかに支障があるリスクが顕在化した例〉

・空調設備等（断熱・遮熱対策を除く）は稼働しているが要求水準書の「別紙７　空調環境の標準提供条件」に示された運用室内温度に達しない状況が継続的又は頻繁に生じる（ただし、外気条件、換気条件を考慮するものとする。）
・冷媒配管やドレン配管に結露が生じ結露水が壁床等を濡らしている状況が継続的又

は頻繁に生じる

・空調設備の消費電力量が定格消費電力量を著しく上回る状況が継続的に又は頻繁に生じる（ただし、運転立ち上がり時の消費電力量増加、除霜運転による消費電力量増加等の瞬間的な消費電力量の増加、運転上の必然性により生じる消費電力量増加、対象施設関係者のリモコン操作等により通常想定される運転を超えた著しく消費電力量を増加させる運転が行われた場合は除く。）

※7　「本市の責めにより整備対象又は点検対象設備が損傷した場合」には、本市の職員、児童生徒、教職員、保護者及び対象施設利用者等によるものも含む。

※8　事業期間中に空調機器の性能が、選定事業者の設定する性能を下回った場合（契約不適合又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、選定事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは選定事業者が負担する。本市の職員、児童生徒、教職員、保護者及び対象施設利用者等、対象施設の通常利用者による通常利用の範囲を超える最大需要電力の増加、ならびに本事業の対象外の建築設備による最大需要電力の増加に伴う負担は本市の負担とする。より詳細なリスク分担については、事業契約書（案）において提示する。